

第3回専門委員会でのご意見及び対応(案)

No.	第3回専門委員会でのご意見	対応(案)
<前文>		
1	前文の3段落目、「男女平等の実現に向けた…」 「真の男女平等の達成には…」とあるが、男女だけでなく多様性の視点を入れたらどうか。	前文は制定時の状況を表すものであり、また現時点でも男女平等が完成されたとは言えないので「男女平等」の文言は残した方がよいのでは。変えるのなら、後ろの方を「真の男女共同参画社会の実現には…」など。 すぐ後の文章に「多様性を認め合い」を付け加えることにしています(No.3参照)。
2	前文の3段落目、「性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行等」について、「慣行」は「制度」とセットではないか。	「性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行等」に変更します。
3	前文の4段落目、「性別等にかかわらず」の後に「多様性を尊重し」を入れる。	「性別等にかかわらず、すべての人が多様性を認め合い、互いにその人権を尊重しつつ…」に変更します。 ※「尊重」が重なるので「認め合い」とします。
4	前文の5段落目、「一人ひとりの個性が輝く」は曖昧なので、「権利を保障し」等にしてはどうか。	第1条(目的)で、「この条例は、…一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』を創ることを目的とする」としており、「さんかくプラン」でもこれを目的として扱っているので、「個性が輝く」はそのままにします。
5	前文の5段落目、「先人たちの功績に恥じぬよう」という表現には違和感がある。	「先人たちの功績を礎にして」に変更します。
<全体>		
6	「性別等にかかわらず、すべての人が」よりも「すべての人が性別等にかかわらず」の方が文章的に自然なのは？ ⇔ 前者の方が、「性別等にかかわらず」が強調されるから良い、とのご意見もあり。	この表現が出てくる箇所をすべて確認しましたが、「性別等にかかわらず」を前に持ってきた方が趣旨が伝わりやすいと考え、統一します。
7	主体は「市、市民、自治組織、事業者」だけでよいか。	NPOは「事業者」、NPO・自治組織以外の市民団体は「市民」に含まれると考えます。
<第2条(定義)>		
8	「性別等」の定義について、厳密には「生物学的な性別、性自認、性的指向」の3つだけではない。	「生物学的な性別及び性自認(…)並びに性的指向(…)」の後ろに「等」を付け加えます。
<第3条(基本理念)>		
9	第2号、「固定的な役割分担意識によらず」意識を解消し、などに修正してはどうか。	「固定的な役割分担意識が解消され」に変更します。
10	第4号、「市における政策又は民間の団体における方針の立案…」では「市又は民間の団体」と表現しているが、「責務」の主体は「市、市民、自治組織、事業者」となっている。	市と、それ以外の主体について述べており、後者については「民間の団体」とまとめて表現する方が分かりやすいと考えます。

第3回専門委員会でのご意見及び対応(案)

No.	第3回専門委員会でのご意見	対応(案)
11	第5号はリプロダクティブヘルス/ライツの内容だが、これは女性だけのものではない。⇔ そうではあるが、女性の負担が大きいのも事実、とのご意見あり。	<p><案> <u>「性別等にかかわらず、すべての人が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思や決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されること。」</u></p> <p>※すべての人が対象である、としつつ、女性への配慮にもふれています。</p>
12	第6号「国際的な取組と協調、連携して行われること」だけだと分かりにくい。	<p><案> <u>「男女共同参画社会の形成は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な取組と協調、連携して行われること。」</u></p>
<第6条(事業者の責務)><第15条(家庭生活等と職業生活の両立支援)>		
13	「職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立」を「ワーク・ライフ・バランス」に置き換えてはどうか。 ワーク・ライフ・バランスを定義する場合、「性別等にかかわらず多様な個人としての個性と能力が認められ、発揮される」ためのものであるとイメージできるような表現がよい。	<p>「ワーク・ライフ・バランス」の定義について、国などが提唱する内容や、社会一般で考えられる内容に幅があり、条例が対象とする内容だけで定義づけると齟齬が生じるおそれがあると考えます。</p>
14	ハラスメント防止について入れる方がよいのでは。	<p>事業者の責務として、「対等に参画する機会の確保」「ワーク・ライフ・バランスの環境整備」「男女共同参画の推進」を明記しているのでハラスメント防止は含まれると考えます。</p>
<第7条(教育の責務)>		
15	第1項の学校教育の内容は「男女共同参画」だけが書かれている。第2条(定義)にも書かれているが、あえてこの条項にも「性別等にかかわらず、すべての人が」を入れた方がよいのでは。	<p><案> 第7条「学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、……<u>性別等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮することを旨とする男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない</u>」</p> <p>※第2条(定義)と重複しますが、「男女共同参画」の趣旨を強調した表現にしています。</p>
<第18条(市民に表示される情報に関する措置)>		
16	「女性に対する暴力等を助長する表現」となっているが、女性だけでよいのか。	<p><案> 「性別による固定的な役割分担意識、女性に対する暴力等及び性別等に起因する偏見や差別を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう…」</p>